

構造改革特区に関する経済産業省の考え方

平成 14 年 10 月 9 日
経 済 産 業 省

1. 構造改革特区推進に関する基本的考え方

(1) 基本スタンス

当省としては、「実現するためにはどうすればよいか」という視点から前向きに取り組み、本制度の実現に向けて積極的に協力してきたところ。

- ・ 基本理念、制度設計の方向については、総合規制改革会議『中間取りまとめ』に提示された内容に全面的に賛成。
- ・ 4 月 24 日の経済財政諮問会議において、「『規制改革特区』構想について」を平沼経済産業大臣から提出。

(2) 個別事項への対応に際しての方針

「特区で対応不可」とするものは、原則として「構造改革特区推進のための基本方針」に合致しないものに限定（132 件中 31 件）。具体的には、

- ・ 「従来型の財政措置」に該当するもの（12 件）
- ・ 特区外への悪影響を回避できないなど代替措置が存在しないもの（11 件）

「基本方針に合致しないもの」以外のものとしては、「全国対応の予定だが実施時期が未定なもの」（5 件）、「主たる規制官庁が他省であるもの」（2 件）がある。

「全国で対応」とするものは全て内容と時期を明示（23 件）。

「その他」としたものも、一部の事実誤認を別とすれば、真に「現行制度で対応可」なものに限定（40 件）。

それ以外は「特区として対応可」（38 件）。

2. 地方公共団体等からの提案に対する検討状況

| | 特区として対応可 | 特区として対応不可 | 全国的に対応 | その他 | 計 |
|----------|----------|---------------|--------|-----|------------|
| 保安関連 | 24 | 1 | 4 | 18 | 47 |
| （うち共管） | (3) | (1) | (1) | (2) | (7) |
| 電力関連 | 11 | 6 | 1 | 5 | 23 |
| 特許関連 | 0 | 12 | 2 | 8 | 22 |
| 工場立地関連 | 0 | 0 | 7 | 5 | 12 |
| 中小企業関連 | 0 | 4 (内、共管 1) | 2 | 2 | 8 |
| 貿易関連 | 0 | 5 | 1 | 1 | 7 |
| その他 | 3 | 3 | 6 | 1 | 13 |
| 計（共管含まず） | 35 | 29 | 22 | 38 | 124 |
| 計（共管含む） | 38 | 31 | 23 | 40 | 132 |

(1) 特区として対応する方向で考えている事項

特定供給制度を活用することにより、一般電気事業者・特定電気事業者以外の事業者が電力供給できる範囲を拡大（詳細は後述）。
 燃料電池の利用促進に必要な、水素ステーションの保安距離規制や、家庭用燃料電池の保安規制を、適切な代替措置を条件に緩和。
 石油コンビナートのレイアウト規制を、防消火設備などによる安全性が検証された場合には緩和。
 大規模小売店舗の新設・変更の際の手續の一部簡素化。
 再生資源利用アルコールを製造する場合、販売及び使用の許可を不要とし、流通管理（帳簿記帳、定期報告等）を行わないことを容認。

(2) 特区として対応困難な事項

「従来型の財政措置」に該当するもの
 特許料、審査請求料の減免
 FAZ法の適用拡大

特区外へ及ぶ悪影響を防止する手段がないもの

商品ファンド法の商品投資販売業者の許可要件の緩和（特区外の投資家保護が不可能）

電力託送における「30分単位で3%の変動範囲内での供給義務（同時同量義務）」の緩和（電力系統全体への周波数・電圧変動を防止する代替措置なし）

特許権存続期間や特許審査請求期間の延長（特区外の利害関係者への影響を防止する代替措置なし）

全国対応を予定しているが実施時期が未定なもの

産業技術力強化法関連の特許料等の減免

主たる規制官庁が他省であるもの

石油コンビナートのレイアウト規制の一部（消防庁と共管）

下請代金支払遅延等防止法の発注書面交付義務の緩和（公取委と共管）

(3) 全国的に対応することとしている事項

工場立地法の、緑地や環境施設の定義拡大、面積比率の緩和（平成15年のできるだけ早い時期までに実施）

ベンチャーキャピタルの投資対象を、株式会社のみならず有限会社、個人事業者等にも拡大（遅くとも次期通常国会までに法案提出）

企業組合制度につき、組合員の要件を緩和（遅くとも、次期通常国会に法案提出）

燃料電池自動車用バルブの規格について、海外規格を考慮して基準を緩和（特区法の施行までに実施）

高圧ガス設備設計時の安全率を海外規格に整合化（平成14年度中）、電力小売自由化範囲の拡大（年内に結論を得る）

(4) 現行制度でも対応可能な事項

特定工場の新設・変更届出受理後の着工期間の短縮は、工場立地法11条により都道府県知事が短縮することが可能。

NPO法人に対する信用保証制度の導入は、信用保証協会が自らの判断で行うことが可能。

燃料電池自動車を日本に持ち込む場合に車体から燃料容器を外さずに検査することは、我が国の容器検査の規格に適合していることが欧米各国の規格制定機関の書類で確認できれば、書類審査のみで検査可能。

移動式タンクから燃料電池自動車への水素燃料の充填場所に関する規制は、充填場所を予め包括的に都道府県知事に届け出れば可能。